

1. 三次選定の評価項目及び配点

10月4日に行われた検討委員会の議論の結果決定した各評価項目の配点を示す。

| 評価項目 | A.熱回収施設、 ごみメタン化施設、 不燃・粗大ごみ処理施設 | B.資源ごみ処理施設 | | | |
|-------------------|--------------------------------------|--------------|--------------|-----|--|
| | | 重み付け (配点) | 重み付け (配点) | | |
| 1)機能 ／維持 管理 | ①-1 敷地の形状 | 6 | 25 | 5 | |
| | ①-2 地盤状況等 | 6 | | 4 | |
| | ②開発行為や建築行為に対する規制等 | 6 | | 5 | |
| | ③収集運搬の効率 | 7 | | 5 | |
| 2)環境 | ①緑地等の保全、希少動植物の保全・配慮 | 14 | 26 | 10 | |
| | ②水源地の保全 | 6 | | 7 | |
| | ③周辺道路の整備状況 | 6 | | 5 | |
| 3)土地 利用 | ①教育・福祉施設等への配慮 | 6 | 25 | 6 | |
| | ②類似施設の状況 | 10 | | 10 | |
| | ③地域住民の居住状況 | 8 | | 6 | |
| | ④市境からの距離 | 1 | | 1 | |
| 4)経済 性 | ①用地取得費 | 7 | 16 | 5 | |
| | ②初期整備費、ライフライン整備費 | 9 | | 8 | |
| 5)余熱 等利用 | ①熱利用施設等、バイオガス利用施設の有無 | 6 | 8 | 23 | |
| | ②バス拠点等の有無 | 2 | | | |
| 6)施設 の分散 化 | ①熱回収施設等からの距離 | | | 10 | |
| | ②資源化施設同士の距離 | | | 13 | |
| 合計 | | 100 | | 100 | |

2. 三次選定の評価項目の内容(A. 熱回収施設等)

以下に熱回収施設等の配点を含めた評価項目の内容を示す。

| 評価項目 | 評価する理由 | 評価の手法 | 評価の考え方 | 配点 |
|-------------------|---|---|---|---------|
| 1)機能 ／維持管理 | ①敷地の形状や土地の起伏が施設の有効な配置に影響を及ぼす場合があるため。また、著しく軟弱な地盤の場合、施設の耐震性に影響を及ぼすと考えられるため。 | 造成の概略図を作成し、平場面積が必要最低面積(熱回収施設等 28,000m ²)以上確保できるか、施設の配置が可能かを調べる。 ※平場：たいらな場所・土地。 「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」の「図表 表層地盤のゆれやすさ（震度増分、世界測地系）」に基づき、表層地盤の評価を行う。本報告書は東日本大震災を踏まえ平成24年4月18日に公表されたものであり、首都直下型地震や立川断層帯地震等の地震について検討されている。 | 必要面積を確保した上で敷地形状に問題がなければ望ましいと考える。のり面整備に要する開発面積が必要となり、平場面積が必要最低面積分(熱回収施設等 28,000m ²)を確保できなくなる場合が考えられる。 6点：平場面積が必要最低面積以上確保できる。 2点：平場面積が必要最低面積を満たさないが施設の配置は可能である。しかし敷地内の緑地や道路等の面積を減らす必要があり、施設配置に余裕がない。 ×：施設の配置ができない。 | 6 |
| ②開発行為や建築行為に対する規制等 | 開発行為や建築行為に規制等がある場合、建設に支障を及ぼす可能性がある。また許認可を要する時間が事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられるため。 | 町田市都市づくり部にヒアリングを行い、町田市内の開発行為や建築行為規制を調べ、各候補地における規制の有無がないかを確認する。また今後の規制の検討の有無について調べる。 ・用途規制 ・地区計画：地区計画は地域の総意で決めていく街づくりの考え方の基本となるものであり、地区計画対象範囲内の用途変更は難しい。 ・高さ規制：31m高度地区に指定されている箇所がある。 ・町田市景観条例：町田市全域に適用される。 | 規制があることにより都市計画決定の手続きが生じることが考えられるため、都市計画決定の必要性の有無によって点数付けする。また、地区計画がある場合は用途変更が現実的に困難であるため、地区計画の対象範囲となっている候補地は除外する。 6点：都市計画決定の手続きの必要性がない。 2点：都市計画決定の手続き等により、建設は可能である。 ×：地区計画等の規制があり、建設ができない。 | 6 |
| ③収集運搬の効率 | 東西に長い町田市域において、立地が偏った場合に収集運搬の効率が低下し、また交通混雑や環境への影響が懸念されるため。 | 町田市を5つのブロックに区分し、その人口から年間ごみ量を比例算出する。一方、各ブロックの重心（市民センター等）から各候補地までの（直線）距離を計測し、収集に要する年間の総トリップを算出する。 | 総トリップが短い方が望ましいと考える。町田市の重心（総トリップの値が最も少くなる位置）での総トリップが約39万km/年であったため、それに基づき下限値を40万km/年とした。 7点：総トリップ 40万km/年未満 6点：総トリップ 40万km/年以上～45万km/年未満 5点：総トリップ 45万km/年以上～50万km/年未満 4点：総トリップ 50万km/年以上～55万km/年未満 3点：総トリップ 55万km/年以上～60万km/年未満 2点：総トリップ 60万km/年以上～65万km/年未満 1点：総トリップ 65万km/年以上～70万km/年未満 0点：総トリップ 70万km/年以上 | 7 25 |

図 総トリップの算出の例（北部丘陵整備事業用地(a)サイト）

| 評価項目 | 評価する理由 | 評価の手法 | 評価の考え方 | 配点 |
|-------|----------------------|---|--|---------------|
| 2) 環境 | ①緑地等の保全及び希少動植物の保全・配慮 | <p>町田市における貴重な緑地環境を保全し、また保全を望む市民の意向を反映するため。また事業にあたり、希少な動植物の生息・生育環境の保全や配慮が必要となるため。</p> <p>緑地保全及び希少動植物の保全・配慮の観点から、以下の内容を調べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 候補地が「<u>市民の森</u>」「<u>緑地保全の森</u>」に該当するか調べる。 「町田市緑の基本計画 2020」より、候補地が「<u>水と緑の拠点</u>」、「<u>保全候補地</u>」に該当するか調べる。 「町田市緑の基本計画 2020」より、候補地が「<u>樹林地</u>」に該当するか調べる。 候補地内で<u>環境保全活動が行われているか</u>を調べる。 | <p>候補地が左記の緑地内に位置していることは望ましくない。</p> <p>14 点：敷地が「樹林地」「水と緑の拠点」「保全候補地」「市民の森」「緑地保全の森」のいずれにも該当しない。</p> <p>11 点：敷地が一部「樹林地」に該当する。</p> <p>8 点：敷地が全て「樹林地」に該当する。</p> <p>5 点：敷地が「水と緑の拠点」、「保全候補地」のいずれかに該当する。</p> <p>2 点：敷地が「水と緑の拠点」、「保全候補地」の両方に該当する。</p> <p>0 点：敷地が「市民の森」「緑地保全の森」に該当する。あるいは環境保全活動が行われている。</p> | 14 26 6 |
| | ②水源地の保全 | <p>町田市における湧水や河川水源など、貴重な環境を保全するため。</p> <p>・「まちだ河川マップ」より<u>河川の位置</u>を、「町田市まちづくりデータマップ」より<u>湧水の位置</u>を把握し、候補地までの距離を調べる。</p> <p>・「東京都環境影響評価技術指針（付解説）東京都環境影響評価事後調査基準」によれば、対象事業の実施により地下水位の低下が考えられる場合は、最大で 500m の範囲を調査地域とする。そのため、対象範囲を 500m と設定した。</p> | <p>候補地が河川や湧水から離れているほど望ましいと考える。</p> <p>河川、湧水が多数存在する場合、候補地に近い方の距離を評価の対象とし、以下のように点数付けする。</p> <p>6 点：500m 以上 5 点：400m 以上～500m 未満 4 点：300m 以上～400m 未満 3 点：200m 以上～300m 未満 2 点：100m 以上～200m 未満 1 点：50m 以上～100m 未満 0 点：50m 未満</p> | |
| | ③周辺道路の整備状況 | <p>周辺道路の整備状況は、歩行者の安全確保、渋滞緩和などの対策の必要性に影響するため。</p> <p>・現地踏査により、候補地に面している道路の状況を把握し、<u>2車線道路の有無</u>、<u>歩道の有無</u>を調べる。</p> <p>・「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」より、<u>都市計画道路の整備予定</u>を把握する。</p> | <p>周辺道路が整備されている状況（又は整備される予定）であれば望ましいと考える。</p> <p>6 点：候補地が、歩道を持つ 2 車線道路に面している。 4 点：候補地が、歩道を持たない 2 車線道路に面している。 2 点：1 車線道路、あるいは整備予定の道路が候補地に面している。 0 点：上記以外。</p> | |

| 評価項目 | 評価する理由 | 評価の手法 | 評価の考え方 | 配点 |
|---------|---------------|---|--|----|
| 3) 土地利用 | ①教育・福祉施設等への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地の境界から半径 500m 以内を対象に、<u>教育施設（保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学）、福祉施設</u>と候補地までの距離を把握する。 <u>小学校の通学路</u>と候補地の位置関係を、担当部局へのヒアリングにより把握する。 環境影響評価において、事業実施区域および周辺の調査における対象範囲を 500m とする場合が多いため、対象範囲を 500m と設定した。 | <p>敷地の境界から半径 500m 以内の範囲において、教育施設、福祉施設の数が少ない方が望ましいと考える。また候補地敷地から通学路が遠い方が望ましいと考える。</p> <p>6 点：施設数 0 かつ候補地敷地から半径 500m 未満の範囲に通学路がない。 5 点：施設数 1 あるいは候補地敷地から半径 400m 以上 500m 未満の範囲に通学路がある。 4 点：施設数 2 あるいは候補地敷地から半径 300m 以上 400m 未満の範囲に通学路がある。 3 点：施設数 3 あるいは候補地敷地から半径 200m 以上 300m 未満の範囲に通学路がある。 2 点：施設数 4 あるいは候補地敷地から半径 100m 以上 200m 未満の範囲に通学路がある。 1 点：施設数 5 あるいは候補地敷地から半径 50m 以上 100m 未満の範囲に通学路がある。 0 点：施設数 6 以上 あるいは候補地敷地から半径 50m 未満の範囲に通学路がある。</p> | 6 |
| | ②類似施設の状況 | <ul style="list-style-type: none"> 類似施設（<u>廃棄物処理施設、下水処理施設等</u>）と候補地までの距離を把握する。候補地に最も近い施設を対象とする。 環境影響評価において、事業実施区域および周辺の調査における対象範囲を 500m とする場合が多いため、対象範囲を 500m と設定した。 類似施設を「市有の廃棄物処理施設、下水処理施設、し尿処理施設、最終処分場」とする。町田市内で該当する施設は、鶴見川クリーンセンター、成瀬クリーンセンター、境川クリーンセンター、町田市剪定枝資源化センター、町田市最終処分場である。他市が有する同様の施設も対象とする。なお、町田リサイクル文化センターおよび清掃第二事業場（ビン・カン）は、候補地が別の場所になった場合現有施設を撤去することになるため、類似施設には含めない。 火葬場は必要不可欠な都市施設であるが、車両の出入りが多く、焼却炉を有していることなどから、本評価項目の対象施設に追加する。公共の施設のみ対象とする。町田市内で該当する施設は、南多摩斎場である。他市が有する同様の施設も対象とする。 | <p>候補地から類似施設までの距離が遠い方が望ましいと考える。施設が複数存在する場合候補地に最も近い施設を対象とする。</p> <p>10 点：500m 以上 8 点：400m 以上～500m 未満 6 点：300m 以上～400m 未満 4 点：200m 以上～300m 未満 2 点：100m 以上～200m 未満 0 点：100m 未満</p> | 10 |
| | ③地域住民の居住状況 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅が密集している地区に施設を設置することは、影響が大きいため。 | <p>人口密度が小さい方が望ましいと考える。市内で最も人口密度が少ないので忠生地区下小山田町の 1,001 人/km² であるため、それに基づき下限値を 1,500 人/km² とした。</p> <p>8 点：1,500 人/km² 未満 7 点：1,500 人/km² 以上～2,000 人/km² 未満 6 点：2,000 人/km² 以上～2,500 人/km² 未満 5 点：2,500 人/km² 以上～3,000 人/km² 未満 4 点：3,000 人/km² 以上～3,500 人/km² 未満 3 点：3,500 人/km² 以上～4,000 人/km² 未満 2 点：4,000 人/km² 以上～4,500 人/km² 未満 1 点：4,500 人/km² 以上～5,000 人/km² 未満 0 点：5,000 人/km² 以上</p> | 8 |
| | ④市境からの距離 | <ul style="list-style-type: none"> 隣接市に配慮する必要があると考えられるため。 | <p>候補地から市境までの距離を把握する。</p> <p>環境影響評価において、事業実施区域および周辺の調査における対象範囲を 500m とする場合が多いため、対象範囲を 500m と設定した。</p> | 1 |

| 評価項目 | 評価する理由 | 評価の手法 | 評価の考え方 | 配点 |
|--------|--|---|--|---------|
| 4) 経済性 | ①用地取得費 必要な機能を確保する条件内において、費用を縮減することが望まれるため。 | 各エリアにおける概略的な用地費を相対評価する。 (※具体的な数値、金額は公表しない。) ・市有地の場合、用地取得費はゼロとなる。 ・民有地の場合、公示地価から各エリアの概略的な用地費を調べる。 ・代替地を用意する必要がある場合は、その取得費も概算で算出する。 | 用地取得費が低い方が望ましいと考える。 7点：市有地の場合（用地費0と考える） 5点：用地取得費 0～5億円未満 4点：用地取得費 5億円以上～10億円未満 3点：用地取得費 10億円以上～15億円未満 2点：用地取得費 15億円以上～20億円未満 1点：用地取得費 20億円以上～25億円未満 0点：用地取得費 25億円以上 ×：地権者との交渉が困難な民有地 | 7 |
| | ②初期整備費及びライフライン整備費 必要な機能を確保する条件内において、初期整備費用を縮減することが望まれるため。また電力や上水や下水といったライフラインの整備費を考慮するため。 | ・概略的配置計画に基づき、敷地造成ボリュームから概算初期整備費を算出する。 ※施設本体の建設費用は、差が生じないと考え含まない。 以下のように各費用を算出し、それらを合計する。 【上水道】 ・水道管管理図より必要な延長を求め、単位長さあたりの概算費用（200万円/100m）から算出する。 【下水道】 ・下水道網図などから下水管の配置の状況を確認する。 ・下水道網と候補地の距離を求め、単位長さあたりの概算費用（1,000万円/100m）から算出する。 【電力】 ・東京電力へのヒアリングや他の事例等から、工事費の負担金を算出する。 | 初期整備費及びライフライン整備費が低い方が望ましいと考える。 9点：3億円未満 8点：3億円以上～4.5億円未満 7点：4.5億円以上～6億円未満 6点：6億円以上～7.5億円未満 5点：7.5億円以上～9億円未満 4点：9億円以上～10.5億円未満 3点：10.5億円以上～12億円未満 2点：12億円以上～13.5億円未満 1点：13.5億円以上～15億円未満 0点：15億円以上 | 16 9 |

| 評価項目 | 評価する理由 | 評価の手法 | 評価の考え方 | 配点 |
|----------|--|---|--|--------|
| 5) 余熱等利用 | ①熱利用施設等、バイオガス利用施設の有無 建設候補地近隣に比較的大きい熱利用を行う施設、あるいはバイオガスを利用する施設が立地している場合、エネルギー供給の観点から有利と考えられるため。 | 熱利用、バイオガス利用の可能性が考えられる病院、福祉施設、工場を供給先と想定する。その数が多いほど導入に適した施設が見つかる可能性が高いため、建設候補地から半径500m以内に存在する <u>病院、福祉施設、工場の数</u> を調べる。 | 候補地周辺の病院、福祉施設、工場の数が多い方が望ましいと考える。 6点：施設数3以上 4点：施設数2 2点：施設数1 0点：施設数0 | 6 |
| | ②バス拠点等の有無 将来的に、施設より供給可能と考えられる電力、バイオガス、水素等のエネルギーを市内の公共交通機関に効率的に活用できると考えられるため。 | 敷地に面している道路のバス路線数が多ければ、バイオガスの供給場所として都合がよいと考えられるため、候補地に面している道路を通過する <u>バス路線の数</u> を調べる。 | 候補地に面する道路を通過するバス路線が多い方が望ましいと考える。 2点：路線数4以上 1点：路線数1～3 0点：路線数0 | 8 2 |

3. 三次選定の評価項目の内容(B. 資源ごみ処理施設)

以下に資源ごみ処理施設の配点を含めた評価項目の内容を示す。

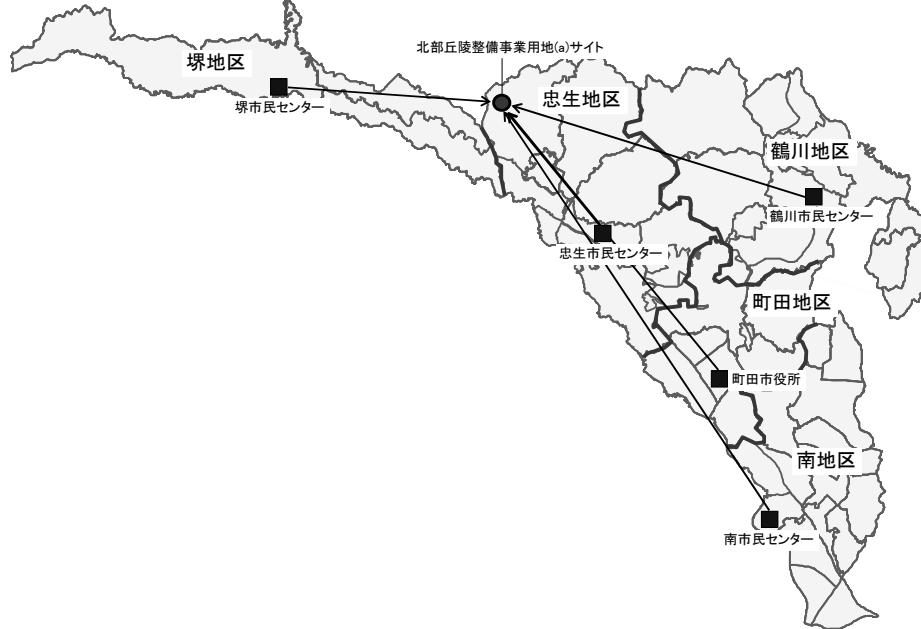
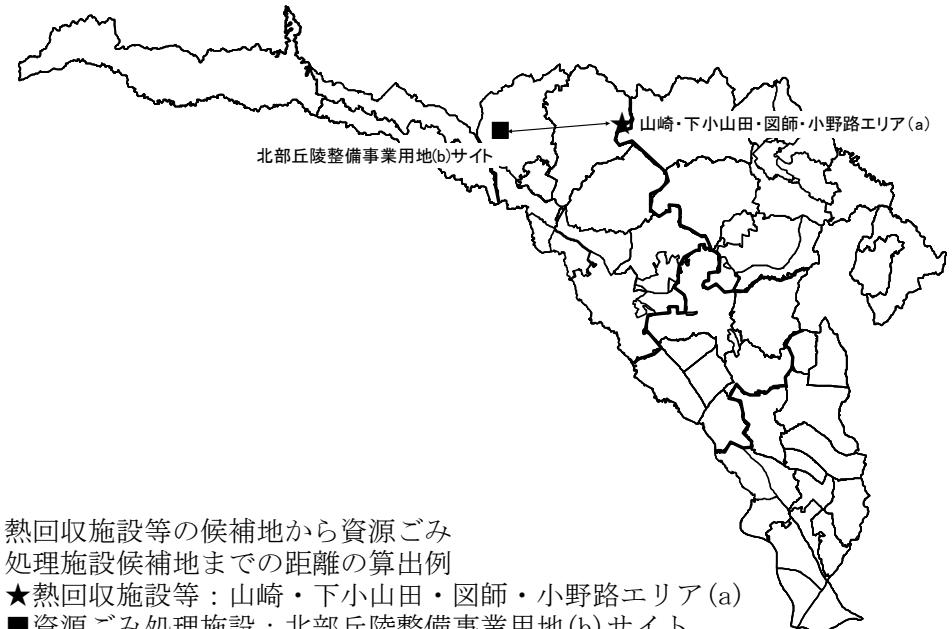
| 評価項目 | 評価する理由 | 評価の手法 | 評価の考え方 | 配点 |
|---------------------------------------|---|--|--|---------|
| 1)機能 ／維持管 理 | ①敷地の 形状、 地盤状 況等 | 造成の概略図を作成し、 <u>平場面積が必要最低面積(熱回収施設等 28,000m²)以上確保できるか、施設の配置が可能か</u> を調べる。 ※平場：たいらな場所・土地。 | 必要面積を確保した上で敷地形状に問題がなければ望ましいと考える。のり面整備に要する開発面積が必要となり、平場面積が必要最低面積分(資源ごみ処理施設 7,500m ²)を確保できなくなる場合が考えられる。また、各分散化のパターンにより必要最低面積が異なるため、それに基づいて点数付けを行う。 5点：平場面積が 11,700m ² 以上 3点：平場面積が 9,300m ² 以上 11,700m ² 未満 1点：平場面積が 7,500m ² 以上 9,300m ² 未満 0点：平場面積が必要最低面積を満たさないが、施設の配置は可能である。しかし施設配置に余裕がない。 ×：施設の配置ができない。 | 5 |
| | | 「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」の「図表 表層地盤のゆれやすさ (震度増分、世界測地系)」に基づき、表層地盤の評価を行う。本報告書は東日本大震災を踏まえ平成24年4月18日に公表されたものであり、首都直下型地震や立川断層帶地震等の地震について検討されている。 | 「図表 表層地盤のゆれやすさ (震度増分、世界測地系)」では、町田市は5種類に色分けされており、ゆれにくく順に青色、水色、黄緑色、黄色、オレンジ色となっている。以下のように点数付けする。 4点：青色、水色、黄緑色 2点：黄色 1点：オレンジ色 0点：赤色 | 4 |
| ②開発行 為や建 築行為 に対す る規制 等 | 開発行為や建築行為に規制等がある場合、建設に支障を及ぼす可能性がある。また許認可に要する時間が事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられるため。 | 町田市都市づくり部にヒアリングを行い、町田市内の <u>開発行為や建築行為規制</u> を調べ、各候補地における規制の有無がないかを確認する。また今後の規制の検討の有無について調べる。 ・用途規制 ・地区計画：地区計画は地域の総意で決めていく街づくりの考え方の基本となるものであり、地区計画対象範囲内の用途変更は難しい。 ・高さ規制：31m高度地区に指定されている箇所がある。 ・町田市景観条例：町田市全域に適用される。 | 規制があることにより都市計画決定の手続きが生じることが考えられるため、都市計画決定の必要性の有無によって点数付けする。また、地区計画がある場合は用途変更が現実的に困難であるため、地区計画の対象範囲となっている候補地は除外する。 5点：都市計画決定の手続きの必要性がない。 2点：都市計画決定の手続き等により、建設は可能である。 ×：地区計画等の規制があり、建設ができない。 | 5 |
| ③収集運 搬の効 率 | 東西に長い町田市域において、立地が偏った場合に収集運搬の効率が低下し、また交通混雑や環境への影響が懸念されるため。 | 町田市を5つのブロックに区分し、その人口から年間ごみ量を比例算出する。一方、各ブロックの重心（市民センター等）から各候補地までの（直線）距離を計測し、収集に要する年間の総トリップを算出する。  | 総トリップが短い方が望ましいと考える。町田市の重心（総トリップの値が最も少くなる位置）での総トリップが約39万km/年であったため、それに基づき下限値を50万km/年とした。 5点：総トリップ 50万 km/年未満 4点：総トリップ 50万 km/年以上～60万 km/年未満 3点：総トリップ 60万 km/年以上～70万 km/年未満 2点：総トリップ 70万 km/年以上～80万 km/年未満 1点：総トリップ 80万 km/年以上～90万 km/年未満 0点：総トリップ 90万 km/年以上 | 5 19 |

図 総トリップの算出の例（北部丘陵整備事業用地(a) サイト）

| 評価項目 | 評価する理由 | 評価の手法 | 評価の考え方 | 配点 |
|-------|----------------------|---|--|----|
| 2) 環境 | ①緑地等の保全及び希少動植物の保全・配慮 | <p>町田市における貴重な緑地環境を保全し、また保全を望む市民の意向を反映するため。また事業にあたり、希少な動植物の生息・生育環境の保全や配慮が必要となるため。</p> <p>緑地保全及び希少動植物の保全・配慮の観点から、以下の内容を調べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 候補地が「<u>市民の森</u>」「<u>緑地保全の森</u>」に該当するか調べる。 「町田市緑の基本計画 2020」より、候補地が「<u>水と緑の拠点</u>」、「<u>保全候補地</u>」に該当するか調べる。 「町田市緑の基本計画 2020」より、候補地が「<u>樹林地</u>」に該当するか調べる。 候補地内で<u>環境保全活動が行われているか</u>を調べる。 | <p>候補地が左記の緑地内に位置していることは望ましくない。</p> <p>10 点：敷地が「樹林地」「水と緑の拠点」「保全候補地」「市民の森」「緑地保全の森」のいずれにも該当しない。</p> <p>7 点：敷地の一部あるいは全部が「樹林地」に該当する。</p> <p>4 点：敷地が「水と緑の拠点」、「保全候補地」のいずれかに該当する。</p> <p>1 点：敷地が「水と緑の拠点」、「保全候補地」の両方に該当する。</p> <p>0 点：敷地が「市民の森」「緑地保全の森」に該当する。あるいは環境保全活動が行われている。</p> | 10 |
| | ②水源地の保全 | <p>町田市における湧水や河川水源など、貴重な環境を保全するため。</p> <p>「まちだ河川マップ」より<u>河川の位置</u>を、「町田市まちづくりデータマップ」より<u>湧水の位置</u>を把握し、候補地までの距離を調べる。</p> <p>「東京都環境影響評価技術指針（付解説）東京都環境影響評価事後調査基準」によれば、対象事業の実施により地下水位の低下が考えられる場合は、最大で 500m の範囲を調査地域とする。そのため、対象範囲を 500m と設定した。</p> | <p>候補地が河川や湧水から離れているほど望ましいと考える。</p> <p>河川、湧水が多数存在する場合、候補地に近い方の距離を評価の対象とし、以下のように点数付けする。</p> <p>7 点：500m 以上 5 点：400m 以上～500m 未満 3 点：300m 以上～400m 未満 2 点：200m 以上～300m 未満 1 点：100m 以上～200m 未満 0 点：100m 未満</p> | |
| | ③周辺道路の整備状況 | <p>周辺道路の整備状況は、歩行者の安全確保、渋滞緩和などの対策の必要性に影響するため。</p> <p>現地踏査により、候補地に面している道路の状況を把握し、<u>2 車線道路の有無</u>、<u>歩道の有無</u>を調べる。</p> <p>「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」より、<u>都市計画道路の整備予定</u>を把握する。</p> | <p>周辺道路が整備されている状況（又は整備される予定）であれば望ましいと考える。</p> <p>5 点：候補地が、歩道を持つ 2 車線道路に面している。 3 点：候補地が、歩道を持たない 2 車線道路に面している。 1 点：1 車線道路、あるいは整備予定の道路が候補地に面している。 0 点：上記以外。</p> | 5 |

| 評価項目 | 評価する理由 | 評価の手法 | 評価の考え方 | 配点 |
|---------|---------------|--|---|----|
| 3) 土地利用 | ①教育・福祉施設等への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地の境界から半径 500m 以内を対象に、教育施設（保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学）、福祉施設と候補地までの距離を把握する。 小学校の通学路と候補地の位置関係を、担当部局へのヒアリングにより把握する。 環境影響評価において、事業実施区域および周辺の調査における対象範囲を 500m とする場合が多いため、対象範囲を 500m と設定した。 | <p>敷地の境界から半径 500m 以内の範囲において、教育施設、福祉施設の数が少ない方が望ましいと考える。また候補地敷地から通学路が遠い方が望ましいと考える。</p> <p>6 点：施設数 0 かつ候補地敷地から半径 500m 未満の範囲に通学路がない。 4 点：施設数 1 あるいは候補地敷地から半径 400m 以上 500m 未満の範囲に通学路がある。 3 点：施設数 2 あるいは候補地敷地から半径 300m 以上 400m 未満の範囲に通学路がある。 2 点：施設数 3 あるいは候補地敷地から半径 200m 以上 300m 未満の範囲に通学路がある。 1 点：施設数 4 あるいは候補地敷地から半径 100m 以上 200m 未満の範囲に通学路がある。 0 点：施設数 5 以上 あるいは候補地敷地から半径 100m 未満の範囲に通学路がある。</p> | 6 |
| | ②類似施設の状況 | <ul style="list-style-type: none"> 既に焼却施設や汚水処理場などの類似施設あるいは火葬場が存在する地区に施設を建設することは、施設の「分散化」の方針と一致しないため。 類似施設（廃棄物処理施設、下水処理施設等）と候補地までの距離を把握する。候補地に最も近い施設を対象とする。 環境影響評価において、事業実施区域および周辺の調査における対象範囲を 500m とする場合が多いため、対象範囲を 500m と設定した。 類似施設を「市有の廃棄物処理施設、下水処理施設、し尿処理施設、最終処分場」とする。町田市内で該当する施設は、鶴見川クリーンセンター、成瀬クリーンセンター、境川クリーンセンター、町田市剪定枝資源化センター、町田市最終処分場である。他市が有する同様の施設も対象とする。なお、町田リサイクル文化センターおよび清掃第二事業場（ビン・カン）は、候補地が別の場所になった場合現有施設を撤去することになるため、類似施設には含めない。 火葬場は必要不可欠な都市施設であるが、車両の出入りが多く、焼却炉を有していることなどから、本評価項目の対象施設に追加する。公共の施設のみ対象とする。町田市内で該当する施設は、南多摩斎場である。他市が有する同様の施設も対象とする。 | <p>候補地から類似施設までの距離が遠い方が望ましいと考える。施設が複数存在する場合候補地に最も近い施設を対象とする。</p> <p>10 点：500m 以上 8 点：400m 以上～500m 未満 6 点：300m 以上～400m 未満 4 点：200m 以上～300m 未満 2 点：100m 以上～200m 未満 0 点：100m 未満</p> | 10 |
| | ③地域住民の居住状況 | 平成 22 年の町（上小山田町、下小山田町、小山ヶ丘など）ごとの人口データより、 人口密度 を把握する。 | <p>人口密度が小さい方が望ましいと考える。市内で最も人口密度が少ないので忠生地区下小山田町の 1,001 人/km² であるため、それに基づき下限値を 1,000 人/km² とした。</p> <p>6 点：1,000 人/km² 以上～2,000 人/km² 未満 4 点：2,000 人/km² 以上～3,000 人/km² 未満 2 点：3,000 人/km² 以上～4,000 人/km² 未満 1 点：4,000 人/km² 以上～5,000 人/km² 未満 0 点：5,000 人/km² 以上</p> | 6 |
| | ④市境からの距離 | 隣接市に配慮する必要があると考えられるため。 | <ul style="list-style-type: none"> 候補地から市境までの距離を把握する。 環境影響評価において、事業実施区域および周辺の調査における対象範囲を 500m とする場合が多いため、対象範囲を 500m と設定した。 | 1 |

| 評価項目 | 評価する理由 | 評価の手法 | 評価の考え方 | 配点 |
|--------|--|---|---|---------|
| 4) 経済性 | ①用地取得費 必要な機能を確保する条件内において、費用を縮減することが望まれるため。 | 各エリアにおける概略的な用地費を相対評価する。 (※具体的な数値、金額は公表しない。) ・市有地の場合、用地取得費はゼロとなる。 ・民有地の場合、公示地価から各エリアの概略的な用地費を調べる。 ・代替地を用意する必要がある場合は、その取得費も概算で算出する。 | 用地取得費が低い方が望ましいと考える。 5点：市有地の場合（用地費0と考える） 4点：用地取得費 2億円未満 3点：用地取得費 2億円以上～4億円未満 2点：用地取得費 4億円以上～6円未満 1点：用地取得費 6億円以上～8億円未満 0点：用地取得費 8億円以上 ×：地権者との交渉が困難な民有地 | 5 |
| | ②初期整備費及びライフライン整備費 必要な機能を確保する条件内において、初期整備費用を縮減することが望まれるため。また電力や上水や下水といったライフラインの整備費を考慮するため。 | ・概略的配置計画に基づき、敷地造成ボリュームから概算初期整備費を算出する。 ※施設本体の建設費用は、差が生じないと考え含まない。 以下のように各費用を算出し、それらを合計する。 【上水道】 ・水道管管理図より必要な延長を求め、単位長さあたりの概算費用（200万円/100m）から算出する。 【下水道】 ・下水道網図などから下水管の配置の状況を確認する。 ・下水道網と候補地の距離を求め、単位長さあたりの概算費用（1,000万円/100m）から算出する。 【電力】 ・東京電力へのヒアリングや他の事例等から、工事費の負担金を算出する。 | 初期整備費及びライフラインの整備費が低い方が望ましいと考える。 8点：4.5億円未満 7点：4.5億円以上～6億円未満 6点：6億円以上～7.5億円未満 5点：7.5億円以上～9億円未満 4点：9億円以上～10.5億円未満 3点：10.5億円以上～12億円未満 2点：12億円以上～13.5億円未満 1点：13.5億円以上～15億円未満 0点：15億円以上 | 13 8 |

| 評価項目 | 評価する理由 | 評価の手法 | 評価の考え方 | 配点 |
|----------|----------------|--|---|----------|
| 6)施設の分散化 | ①熱回収施設等からの距離 | <p>熱回収施設等と資源ごみ処理施設を分散して配置するため。</p> <p>熱回収施設等の候補地から資源ごみ処理施設の候補地までの距離を測る。</p>  <p>図 热回収施設等の候補地から資源ごみ処理施設候補地までの距離の算出例 ★熱回収施設等：山崎・下小山田・図師・小野路エリア(a) ■資源ごみ処理施設：北部丘陵整備事業用地(b)サイト</p> | <p>熱回収施設等の候補地から資源ごみ処理施設の候補地までの距離を測り、その距離が遠いほうが望ましいと考える。</p> <p>10点：12km以上 7点：9km以上12km未満 4点：6km以上9km未満 2点：3km以上6km未満 0点：3km未満</p> | 10 |
| | ②資源ごみ処理施設同士の距離 | <p>資源ごみ処理施設の候補地同士を距離を測る。</p>  <p>図 資源ごみ処理施設候補地同士の距離の算出例 (北部丘陵整備事業用地(b)サイトとごみ処理場(竜谷))</p> | <p>資源ごみ処理施設の候補地同士の距離を測り、その距離が遠いほうが望ましいと考える。</p> <p>13点：12km以上 10点：9km以上12km未満 7点：6km以上9km未満 4点：3km以上6km未満 0点：3km未満</p> | 23 13 |

※「6)施設の分散化」は、熱回収施設等の候補地や他の資源ごみ処理施設との組み合わせにより評価する。